○農林水産省告示第千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月一日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村二タ又字ハケ谷山二九一の一、二九一の二、二九一の五、二九一の六、二九二の一、二九四の一、三五五の六、三五五の一〇、三五五の一一、三五五の四一、字カゲ地山三五二の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハケ谷山三五五の六・三五五の一〇・三五五の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月一日

特許庁長官　伊藤　仁

第二号を次のように改める。

二　本邦通貨の金額

1　千三百三十スイス・フラン	十五万九百円
2　十五スイス・フラン	千七百円
3　二百スイス・フラン	二万二千七百円
4　百スイス・フラン	一万千三百円
5　三百スイス・フラン	三万四千円

附　則

1　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5274号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ―3100	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5287号	船速距離計	ＧＳ―100	〃	〃
第5288号	船首方位伝達装置	ＧＳ―100	〃	〃

○海上保安庁告示第百三十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度五八分二六秒東経一三二度二九分四二秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分〇二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五五分五一秒東経一三三度三四分三五秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度二二分〇五秒東経一三三度一三分〇九秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内

(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年十二月八日から平成二十六年十二月二十四日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第四十六号（平成二十六年十一月二十八日発行）及び十管区水路通報第四十六号（平成二十六年十一月二十一日発行）

○環境省告示第百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月一日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社富士クリーン

ロ　住所　香川県綾歌郡綾川町山田下二千九百九十四番地一

ハ　代表者の氏名　代表取締役　馬場　一雄